

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
<b>1 民間療法の効用に係る表示制限の緩和</b>								
04102	株式会社美養	スリランカ政府公認 スリランカ・アーユルヴェーダ学校日本校の設立事業における規制緩和	スリランカ政府保険・栄養・伝統医療省から依頼を受け、日本国内における病氣予防、未病改善方法を学ぶ、スリランカ・アーユルヴェーダ学校の分校としてスクールを運営事業、卒業生による店舗事業を行う。 アーユルヴェーダはWHOが定める医療であるが、日本国内では医療としては認められていないため、現代医療の補完として、病氣予防、未病改善を学び、実施することが出来る民間事業としていく。 スリランカのアーユルヴェーダは、体調の状態を読み取り、体調に合わせた施術と薬草の処方を行うが、日本国内においては、体調の状態を読み取り、体調に合わせた施術と食事の指導を学び、病氣予防、未病改善を目的とした店舗展開を行っていく。	誇大広告の取締 優良誤認表示の禁止	不当景品類及び不当表示防止法 第二章 景品類及び表示に関する規制 第一節 景品類の制限及び禁止並びに不当な表示の禁止 第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のもよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの  この条項により、アーユルヴェーダを含む療術エステ事業において表現が制限され、特に「体質改善」という言葉の使用や民間療法による「症状の改善」、体質をチェックした際に弱っているであろう「臓器」を伝えることが出来ず、展開の弊害となっている。	アーユルヴェーダはスリランカでは伝統的な民間療法であり、その効果は体質改善や治療にいたるまで結果が上がっている。 スリランカのアーユルヴェーダ学校の分校として行うに際し、「(体質や体調の)改善」、「臓器名」、「(便秘やむくみなどの)症状」、スリランカでの改善例に限り表示することは、特例として取締対象から除く措置を行う。	消費者庁	不当景品類及び不当表示防止法(以下、「景品表示法」という。)第五条では、事業者が、自己が供給する商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対して、実際のもよりも著しく優良であると示す表示、または競争事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示を不当な表示として禁止している。 したがって、景品表示法は、「(体質や体調の)改善」、「臓器名」、「(便秘やむくみなどの)症状」等の表示を一律に禁止するものではなく、表示内容が実際の施術の効果として認められるものである限り、不当な表示として禁止されるものでないことから、特例措置を講じる必要がない。 なお、治療等については他法令による規制があり得る。

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
<b>2 消費者推進コーディネーター制度の創設</b>								
07220	徳島県 徳島市 阿南市 石井町 那賀町 美波町 板野町	～地方創生に向けた地域課題を最前線で解決！～ 「課題解決先進モデル・とくしま特区」!	V 進化する地方創生特区へ！消費者目線・現場主義の規制緩和を提言！  本県がこれまでの消費者行政・消費者教育の取組み（消費者目線による食品表示監視協力体制、幼少中高消費者教育の実施など）で培った土壌は、政府機関の地方移転の提案として、消費者庁・国民生活センターの移転誘致の動きに繋がったところであり、当地に根ざした消費者目線・現場主義の考え方は、全国初の地方版規制改革会議の設置やこれまでの国家戦略特区の提案にも生かされているところである。 これからの国家戦略特区（特に地方創生特区）の規制緩和・制度改革を進めるにあたって、消費者目線・現場主義で即応する具体策を提示していくとともに、あわせてそれを提案・実践できる人材育成を図っていく必要がある。	②消費者目線・消費者行動の観点から、本県では特にエンカルに着眼しており、これまでもモデル校によるエンカル消費の推進や、東京会場と徳島会場を繋いだエンカルラボの開催を行ってきたところであり、消費者教育の更なる推進にむけて、エンカルマインドの醸成を図り、社会で活躍する人材を育成していく必要がある。	—	多様な主体と連携・協働した系統的・体系的な消費者教育の推進を図り、環境問題や社会問題の解決に積極的に貢献する人材を育成するため、専門的な知識や指導力を身につけた「消費者推進コーディネーター」を制度として創設すること。	消費者庁	当庁では、消費者基本計画において、地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、消費生活センターの消費者教育の拠点化やコーディネーターの育成、消費生活サポーターの養成等の取組を支援する旨を明記し、実際に地方消費者行政推進交付金等による支援を行っているところです。毎年、各都道府県及び市区町村に対して、コーディネーター育成状況に関して調査を行っております。 また、「消費者教育の推進に関する法律」及び「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を踏まえ、対象領域及びライフステージに対応した消費者教育を総合的・一体的に推進するための環境整備を行うため、平成29年度予算概算要求において、幼稚園から大学までの体系的な消費者教育について、全国展開に向けた先進的な取組事例の収集・分析等を実施すること、倫理的消費の先進的な取組について調査すること等を盛り込んでいるところでございます。 貴県からご提案いただいた「課題解決先進モデル・とくしま特区」につきましては、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。